

議案第39号

伊賀市国民健康保険税条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和7年2月25日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険税条例（平成16年伊賀市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.11」を「100分の8.65」に改める。

第5条中「29,300円」を「29,700円」に改める。

第6条第1号中「22,000円」を「24,200円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「12,100円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「18,150円」に改める。

第7条中「100分の2.33」を「100分の3」に改める。

第8条中「9,500円」を「9,600円」に改める。

第8条の2第1号中「6,700円」を「7,900円」に改め、同条第2号中「3,350円」を「3,950円」に改め、同条第3号中「5,025円」を「5,925円」に改める。

第9条中「100分の2.22」を「100分の2.5」に改める。

第11条中「11,600円」を「13,200円」に改める。

第12条中「5,900円」を「6,500円」に改める。

第26条第1項第1号ア中「20,510円」を「20,790円」に改め、同号イ(7)中「15,400円」を「16,940円」に改め、同号イ(4)中「7,700円」を「8,470円」に改め、同号イ(4)中「11,550円」を「12,705円」に改め、同号ウ中「6,650円」を「6,720円」に改め、同号エ(7)中「4,690円」を「5,530円」に改め、同号エ(4)中「2,345円」を「2,765円」に改め、同号エ(4)中「3,518円」を「4,148円」に改め、同号オ中「8,120円」を「9,240円」に改め、同号カ中「4,130円」を「4,550円」に改め、同項第2号ア中「14,650円」を「14,850円」

に改め、同号イ(7)中「11,000円」を「12,100円」に改め、同号イ(4)中「5,500円」を「6,050円」に改め、同号イ(5)中「8,250円」を「9,075円」に改め、同号ウ中「4,750円」を「4,800円」に改め、同号エ(7)中「3,350円」を「3,950円」に改め、同号エ(4)中「1,675円」を「1,975円」に改め、同号エ(5)中「2,513円」を「2,963円」に改め、同号オ中「5,800円」を「6,600円」に改め、同号カ中「2,950円」を「3,250円」に改め、同項第3号ア中「5,860円」を「5,940円」に改め、同号イ(7)中「4,400円」を「4,840円」に改め、同号イ(4)中「2,200円」を「2,420円」に改め、同号イ(5)中「3,300円」を「3,630円」に改め、同号ウ中「1,900円」を「1,920円」に改め、同号エ(7)中「1,340円」を「1,580円」に改め、同号エ(4)中「670円」を「790円」に改め、同号エ(5)中「1,005円」を「1,185円」に改め、同号オ中「2,320円」を「2,640円」に改め、同号カ中「1,180円」を「1,300円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,395円」を「4,455円」に改め、同号イ中「7,325円」を「7,425円」に改め、同号ウ中「11,720円」を「11,880円」に改め、同号エ中「14,650円」を「14,850円」に改め、同項第2号ア中「1,425円」を「1,440円」に改め、同号イ中「2,375円」を「2,400円」に改め、同号ウ中「3,800円」を「3,840円」に改め、同号エ中「4,750円」を「4,800円」に改める。

第29条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった」に改め、同項各号を削り、同条第2項及び第3項中「よって」を「よる」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。